

沖縄県の緊急事態宣言発令に伴う緊急コメント

○沖縄県においては、7月23日からの4連休以降、新型コロナウイルス感染症の確認が急激に増加し、本市においても、7月29日に、初めての感染者が確認される事態となっています。

○このような状況を受け、沖縄県知事は、本日、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴う警戒レベルを第2段階から第3段階の「感染流行期」に引き上げ、4月に続き緊急事態宣言を再び発令しております。

○宮古島市の今後の対応として、沖縄県の緊急事態宣言における実施方針と連携し、県内外の渡航のあり方、飲食店等の営業のあり方、学校関係、保育所等の幼児・児童施設の運営などについて、迅速に対処方針を示したいと考えています。

○本市の主な対応の具体的な方針としましては、

- ・市民や、観光客等の来訪者の皆様におかれては、3密回避をはじめマスク着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスなど新しい生活様式を徹底し感染予防に努めていただきたい。
- ・市民の県内外への渡航については、必要最低限の渡航としていただきたい。
- ・観光客等の島へ来訪される方についても、島の医療体制等を理解していただき、必要最低限の渡航をお願いします。
- ・学校や保育所などの運営、市の各公共施設の運営等については、沖縄県の実施方針を踏まえ対応します。

○新型コロナウイルス感染症との戦いは、今後も長く続くことが予想されています。市民の皆様一人ひとりの日頃の取り組みが最大の感染拡大に向けた対策です。

市民の皆様におかれましては、現下の状況を冷静に受け止め、不要不急の外出を自粛するなど、落ち着いて感染予防に取り組んでいただくよう強くお願いします。

宮古島市長 下地 敏彦